

## 随意契約理由書

件名	豊中市定額減税補足給付金給付事業 総合業務
契約の相手方	株式会社 広済堂ネクスト
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約理由	<p>定額減税補足給付金給付事業は、令和 6 年分所得税及び令和 6 年度分個人住民税所得割の定額減税に伴い、定額減税可能額が減税前額を上回る（減税しきれない）と見込まれる所得税または個人住民税所得割の納税義務者に差額分を給付するものです。</p> <p>本給付金対象者の判定にあたっては、令和 5 年度から実施している低所得者支援給付金事業と連携し同時に両給付金の要件を満たすことが無いように留意する必要があるため、また、両給付金に関連した市民対応も正確かつ迅速に行う必要があるため、緊密な連携が求められます。</p> <p>上記を踏まえた市民への円滑・適切な給付金事業を実施することが可能な業者は、低所得者支援給付金事業を適切に遂行し、本市の給付金業務で実績のある株式会社広済堂ネクストのみであるため、当該事業者と随意契約するものです。</p>
備考	